

令和8年第7回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 令和8年7月10日（金） 午後1時30分

2 閉会 令和8年7月10日（金） 午後2時17分

3 場所 総社市役所6階 会議室602・603

4 出席または欠席した農業委員

出席 14人

1番 林 眞理（農政担当）	2番 守安 淳市
3番 秋山 陽太郎（農地担当）	4番 定井 正雄（会長）
5番 中村 安行	6番 友野 伸樹
7番 能登谷 和正（会長代理）	8番 仮谷 昌典
9番 若林 勤	10番 在間 洋則
11番 渡邊 豊	12番 小原 弘
13番 奥山 弘志	15番 小西 忍

欠席 1人

14番 渡邊 則文

5 出席した農地利用最適化推進委員

出席 10人

石尾 弘	茅原 弘和	最相 信雄	高尾 郁夫	大森 安男
澁江 隆司	竹内 功次	劔持 孝明	高谷 幹晴	藤井 久美

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 前谷 学 次長 石川 浩二 主任 角田 祥

7 議事録署名委員

5番委員 6番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第28号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第29号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第30号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

報告第19号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について

報告第20号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第21号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第22号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について

第4 その他

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

開会 午後１時３０分

- (会長) それでは、只今より令和８年第７回総社市農業委員会総会を開会いたします。
- 只今の出席は、農業委員が１４名であります。１４番委員から欠席届が提出されております。
- 農業委員会等にする法律第２７条第３項に規定する在任する委員の過半数が出席しております。よって総会が成立していることを報告します。
- 本日の議事日程は、皆様のお手元に配布しております日程表のとおり進めてまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。
- 次に、総会での注意事項について申し上げます。発言される場合は必ず挙手をし、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。

【日程第１ 議事録署名委員の指名】

- (会長) 日程第１ 議事録署名委員の指名を行います。
- 議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第３３条の規定により、５番委員、６番委員を指名いたします。

【日程第２ 会期の決定】

- (会長) 次に、日程第２ 会期の決定を行います。本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第５条の規定により本日１日限りと決定いたします。

【日程第3 付議事件】

(会長) 次に、日程第3 付議事件の審議に入ります。
秋山委員、審議をよろしくお願いいたします。

【議案第28号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】

(農地担当) 議案第28号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請について議題といたします。

それでは、事務局お願いします。

(主任) 【議案第28号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】
今回の申請件数は7件になります。

【受付番号19番】

(農地担当) それでは19番、赤浜の件につきまして、地元委員からの説明をお願いいたします。

(2番委員) 申請地は、赤浜の●●●●から西へ約600メートルの田になります。現地調査は、6月27日に高尾推進委員と行いました。

詳細につきましては、高尾推進委員からお願いしたいと思います。

(農地担当) 高尾推進委員をお願いいたします。

(高尾委員) 6月27日に守安農業委員と現地調査をいたしました。

渡人の方は、現在、●●●に住んでいます。●●さんは、この農地を以前から●●さんへ貸していました。この度、申請漏れがあったので、もう一度申請したとのこと。申請面積は1371平方メートル、●●さんは勤めをしながら、仕事から帰ったら、草刈り水入れ等をしています。農繁期は、家族に手伝ってもらっています。このことから、特に問題はないと思います。機械等の所有状況、トラクター2台、田植え機1台、コンバイン2台、トラック1台、父親が沢山の水稻を作っていますので、トラクター、コンバインを2台所有しています。農作業に従事する者が1人、農作業歴10年、農作業の従事日数170日、周辺農地への影響はありません。

以上です。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

(農地担当) それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。

19番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、19番は許可されました。

【受付番号20番】

(農地担当) 続きまして20番、秦の件につきまして、地元委員からの説明をお願いいたします。

(8番委員) 総社市秦●●●●番●，申請地は●●●●●●●の曲がり地の下の辺の畑になります。955平方メートル、現況は畑になります。申請地は、●●さんが持たれていたのですが、長年流動化で他の方に貸していました。この度、●●さんへ所有権移転ということで申請されたものであります。何か月か前に申請があったのですが、渡人の名義が変わるということで、相続等の関係で再申請になった案件であります。

申請地を確認したのですが、大根を栽培していたように思われますが、収穫が遅れてそのままになっていたようです。現在は、きれいに引かれています。●●さんにおかれましては、他地区での農業実績もあるようなので、本人とも話をしましたが、別に問題ないと判断いたしました。

審議の程、よろしくお願いいたします。

(農地担当) それでは、大森推進委員、補足がありましたらお願いをいたします。

(大森委員) 8番委員から説明があったとおりであります。

受人の●●さんは、秦地区においても数筆の田畑をされていますけど、いずれも耕作されていますので、問題ないかと思いますので、審議の程、よろしくお願いいたします。

(農地担当) 受人の住所地区である5番委員から補足がありましたら、お願いをいたします。

(5番委員) 今、言われたとおりで問題ありません。

(農地担当) 8番委員の話にもありましたが、受人は多数の地区で営農をしています。それぞれの地区の方に耕作状況を調査していただきたいと思います。何か発言がある委員の方は、挙手をお願いいたします。

(委員) なし。

(農地担当) それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。

20番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、20番は許可されました。

【受付番号21番】

(農地担当) 続きまして21番、久代の件につきまして、地元委員からの説明をお願いいたします。

(11番委員) ●●さんの奥さんの実家が、●●さん宅で、今回、●●さんの奥さんが年なので、田を貰うということであります。この田なんです、●●さんの自宅のすぐ南と東側にL字型になった田です。この田も約40年前、家を建ったころから畑として利用されております。現在も野菜とか花を植えたりしています。●●さんが管理されています。●●さんが90歳で高齢なのですが、息子と娘がいて、息子が岡山に住んでいて、将来的にも家もありますし、すぐ近くということで贈与ということになっています。今まで管理されていますし、大きな農地でもないので管理機等で管理されるものと思われると思います。

よろしくお願いいたします。

(農地担当) それでは、竹内推進委員、補足がありましたらお願いをいたします。

(竹内委員) 11番委員の報告のとおりでありまして、長年、野菜とか花を栽培されておりまして問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

(農地担当) それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。

21番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、21番は許可されました。

【受付番号22番】

(農地担当) 続きまして22番、秦の件につきまして、地元委員からの説明をお願いいたします。

(8番委員) 22番、秦●●●番●、●●●番●、●●●番●の3筆の農地ですが、ほぼ繋がっている農地、畑になります。今回の申請は、申請地のそばに住宅がありまして空き家になっています。今回、その空き家を取得してという説明を受けました。農地付住宅の購入をされる方です。あくまでも予定であります。

現地調査に行きますと田とはなっているのですが、地上げをされて畑の状態になっています。一枚は稲が作れる状態になります。

新規就農ということで、●●●●●の●●さんが、●●●●●に住まれている●●さんから農地を購入するということです。話を聞きましたところ住宅と一緒に購入してということでありましたので、自宅のすぐ前でもありますので、別段問題ないかなと思います。農業実績等、夫婦で購入する予定なのですが、農業実績は、結婚する前に両家庭で農家育ちであり、手伝い等があるとの説明でありました。また、農機具等は両家の実家から借りながら農作業をやっていききたい。野菜等を栽培していきたいということでありました。地域の農業のことについて話をさせていただきながら、申請書を見る限り地域の方の意見を聞きながらとか、水の管理とかにも注意をする話を直接お聞きしていますので、この申請については問題ないと判断しています。

以上です。

(農地担当) 大森推進委員、補足がありましたお願いをいたします。

(大森委員) 説明のあったとおりで、付け加えることはありません。

よろしくお願いいたします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。

22番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、22番は許可されました。

【受付番号23番】

(農地担当) 続きまして23番、富原の件につきまして、地元委員からの説明をお願いいたします。

(7番委員) 申請地は、総社大橋を西に渡って●●●●●を過ぎた所を北に入る道がありますが、部落との中間あたりを東に寄った所になります。

渡人なのですが、主人が耕作をされてきたようですが、主人が亡くなって以降、今回の受人の方に耕作をしてもらっていたようです。現実には、受人の●●さんが耕作をされていたものであります。今後、渡人の●●さんが耕作することができないということで、このような話になったようです。●●さんから●●さんへ譲り渡したいという話があったと聞いています。

●●さんですが、高齢ではありますが、所有している農地すべて耕作をされていまして、今回の申請地も●●さんが田植えをされていました。機械類等も所有しており、●

●さんの近くに娘さんも住まわれており、確認はしていませんが将来的には娘さん夫婦で耕作するのかなと思っています。今回の申請については、現在のところ問題ないと思っています。

以上であります。

(農地担当) 澁江推進委員、補足がありましたお願いをいたします。

(澁江委員) ●●さん85歳で高齢ではありますが、●●●の親族の方と機械の貸し借りであるとか、労働力の提供などを受けて管理されていますので、年齢を理由にというのは適切ではないと思いますので補足いたします。

以上です。

(農地担当) 受人の●●さんの他地区での耕作状況があります。

調査をされました委員の方々から、何かありましたらお願いいたします。

(委員) なし。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。

23番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、23番は許可されました。

【受付番号24番】

(農地担当) 続きまして24番、岡谷の件につきまして、地元委員からの説明をお願いいたします。

(6番委員) 24番の件について、説明させていただきます。

申請地は、●●●●●の東に100メートルぐらいにある農地です。

6月27日に受人の自宅で面談を行いました。

この農地は渡人が相続した農地を農業ができないことから、申請農地の北側に自宅のある受人へ売却することになり、今回の申請になったものであります。

受人は農業委員の経験もあり、農業機械はトラクターなど一式を所有されており、水稻や野菜を栽培されており、農地も適正に管理されています。

地元としては、問題ない案件と考えていますのでよろしく願いいたします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。

24番を許可することにご異議ありませんか。

- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、24番は許可されました。

【受付番号18番】

- (農地担当) 続きまして18番、福井の件につきまして、地元委員からの説明をいたします。
- (3番委員) 福井の件であります、申請地は福井の●●から●●●●へ抜ける道、山沿いになります。
- 詳しくは、地元推進委員であります、茅原委員からお願いしたいと思います。
- (茅原委員) 申請は、使用貸借による権利を設定しようとするものであります。貸し人、借り人の関係は親子であります。貸し人の●●さんは先月の総会でも申請がありました。前は長男だったのですが、今回は次男になります。この度、父親が管理してきた農地について次男が自ら農業の担い手として営農を行うために権利設定をしようとするものであります。
- 申請地は、現在、作付けがされていない田でありまして、草が少し伸びていますが、周辺に迷惑にならないように周りのみ草刈りをされていました。
- 申請地は2筆ありますが、現況は1枚の田であります。元々は●●●番●があつて3筆で1枚の田であったのですが、●●●番●には昔から農業用倉庫が建っておりまして、この度は是正がされています。当該農地には水稻を作付け予定でありまして、農機具等につきましては、実家の農機具を活用するということであります。また、新規営農となりますので、父親から営農について指導を受けながら、将来的には規模拡大を視野に入れながら地域農業の発展に貢献したいということであります。
- 地元としても大いに期待したいと思っています。
- よろしく願いいたします。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。
- 18番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、18番は許可されました。
- 以上で、議案第28号の審議は全て終了いたしました。

【議案第29号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当) 続きまして議案第29号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主任) 【議案第29号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

今回、第4条の議案は1件です。

内容につきましては、5ページをご覧ください。

農地法では、転用行為により土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあると認められる場合、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがある場合、その他の周辺農地に係る営農状況に支障を生ずるおそれがあると認められる場合には許可することができないとされています。

このことから、提出されております被害防除計画書、土地利用計画を基に令和8年7月6日に農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局職員とで申請地の現地調査を行っております。

【受付番号4番、議案第30号 受付番号13番】

(農地担当) それでは4番、井手の件であります、議案30号の農地法第5条の8ページの13番と関連がありますので、一括審議とさせていただきます。

それでは、5ページの4番、8ページの13番につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(9番委員) 令和8年7月6日に、8番委員、大森委員、澁江委員、私と事務局から角田主任の5名で現地調査を行いました。申請地周辺の状況ですが、東に宅地と田、西に道路、南に宅地、北に道路であります。農地転用することによる周辺農地への影響であります、

ないものと思われ、

以上であります。

(農地担当) それでは、これらの件につきまして地元委員からの説明をいたします。

(3番委員) 申請地は、●●●●●●●●の●●●●●●●●の交差点の斜向かいの水田になります。

農地転用の目的は、コンビニエンスストアであります。

詳しくは、地元の推進委員であります最相委員からお願いいたします。

(最相委員) 場所については、3番委員から説明のあったとおりであります。

コンビニができることによって、既存の用水路が潰されることから、5ページの用水路を新たに設置するということでもあります。この用水路を設置することで、田への影響はなくなるようになっていきます。他には問題ないかと思います。

よろしくをお願いいたします。

(農地担当) 8ページの農地法第5条に金井戸地区が含まれていますので、13番委員よろしくお

願いいたします。

(13番委員) 8ページの受付番号13番, 井手●●●番●, ●●●番●, ●●●番●, ●●●番●を合わせた1936平方メートルの土地に, 約200平方メートルの店舗と約8平方メートルの物置を建築する計画であります。懸念されるのが建物の奥に田があるのですが, その田は今回コンビニの駐車場となる田を通して水を入れています。私も確認しましたが他から入れる場所がありませんでした。このことから, その田を耕作されている方に確認のため連絡をしましたところ, 「用水については, 設計業者と話をしているようにしているから心配しなくてよい。」との返事がありました。

議案書の最後のページを見ていただければと思います。●●●●さんが東にありまして, ●●●●さんとの境に迂回するように用水路を設けています。設計業者にも確認したところ用水については対応するとのことでありました。このことから, 用水については問題ないと思いますので, よろしく願いをいたします。

(農地担当) 13番委員から発言のあった用水が懸念されることが, 先ほど最相委員から説明のあった水路の付替えとなっています。

それでは事務局より補足説明をお願いいたします。

(主任) 農地区分ですが, 法第4条, 5条ともに市街地化が見込まれる区域として市街地に近接する区域内にあり, おおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで, 第2種農地と判断しています。

以上です。

(農地担当) これらの件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。

5ページの4番, 8ページの13番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め, これらは許可されました。

以上で, 議案第29の審議は終了いたしました。

【議案第30号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当) 次に議案第30号, 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(主任) 【議案第30号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

今回、第5条の議案は3件です。

内容につきましては、7ページから8ページをご覧ください。

【受付番号11番】

(農地担当) それでは、7ページの11番、秦の件について、現地調査の報告をお願いいたします。

(9番委員) 申請地周辺の状況ですが、東に田、西に道路、南に田、北が宅地であります。農地転用することによる周辺農地への影響であります、ないものと思われます。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(8番委員) 総社市秦●●●番●は、●●●●の●●●●から久代へ抜ける旧県道沿いにある宅地のすぐ隣の土地になります。宅地のすぐ前が庭のようなかたちに現況は見えるのですが、農地でありまして、その農地に一部建物が掛かっているような状態で、今回、所有権移転の申請と一緒にされているのですが、●●さんから●●さんに所有権移転の申請が上がって調べたところ、●●さんの方で是正をするということで、家の前の田、ほぼ庭のような状態の場所であります。こちらを所有権移転の申請及び是正案件ということで申請をされています。

先ほど言いましたが、地上げをされている状態ですので、コンクリート擁壁をブロックでかさ上げをされていて、周辺農地への影響等ないように思いますので、大丈夫かなと考えております。

以上であります。

(農地担当) 大森推進委員、補足がありましたらお願いいたします。

(大森委員) 今回の是正申請がでている農地ですが、●●さんが以前に住まわれていましたが、親の時代から宅地を広げていこうということでありまして。今回の譲渡で実態が明らかになって是正をするということになっています。

以上です。

よろしくをお願いいたします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主任) 農地区分ですが、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ということで、第1種農地と判定しています。なお、例外許可規定といたしまして、既存施設の拡張を適用しています。

なお、本件是正のため始末書が提出されております。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。

(農地担当) 次に、報告事項に入ります。

報告第 19 号について、事務局より説明をお願いいたします。

(主任) 【報告第 19 号 報告書について朗読】

【報告第 20 号 農地法第 4 条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当) 次に、報告第 20 号について、事務局より説明をお願いいたします。

(主任) 【報告第 20 号 報告書について朗読】

【報告第 21 号 農地法第 5 条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当) 次に、報告第 21 号について、事務局より説明をお願いいたします。

(主任) 【報告第 21 号 報告書について朗読】

【報告第 22 号 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の報告について】

(農地担当) 次に、報告第 22 号について、事務局より説明をお願いいたします。

(主任) 【報告第 22 号 報告書について朗読】

【報告事項】

(農地担当) 19 ページ以降は、その他報告事項となっております。

以上で、本日付議された議案につきましては、全て終了いたしました。

本日許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付するものいたします。また、開発許可等同時許可が必要なものにつきましては、同時許可いたします。

本日の許可件数は、3 条関係が 7 件、4 条関係が 1 件、5 条関係が 3 件でありました。

ご協力ありがとうございました。
(会長) ありがとうございました。

【日程第4 その他】

(会長) それでは、日程第4その他に入ります。
委員の方から、何かありませんか。
(委員) なし。
(会長) なければ、事務局から事務連絡をお願いいたします。
(主任) 【農業委員会のお別れ会について】
【農業委員等の報酬について】
【全国農業新聞について】
【次回の現地調査について】
【次回の総会について】
(会長) それでは、会長代理より閉会の挨拶をお願いいたします。
(会長代理) 【閉会挨拶】

閉会 午後2時17分